

平成 26 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

[監査結果に基づく措置]

健康福祉部	佐久間病院	・・・・・・・・	1
-------	-------	----------	---

監査結果に基づく措置

健康福祉部

<財務監査>

佐久間病院

【指摘事項】（指摘年月日：平成 25 年 5 月 16 日）

平成 23 年度昇降機保守点検業務委託について、業務完了前に全契約額の支払いをしている。

【措置】（報告年月日：平成 26 年 11 月 20 日）

委託料の支払いについては、支出命令書に検収調書を必ず添付して決裁するよう、徹底しました。

今後は、浜松市病院事業会計規程に基づき、適正な会計処理を行ってまいります。